

東大阪公市第2982号
令和元年12月27日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
河内地域協議会
議長 鳥井 一雄 様
東大阪地区協議会
議長 田中 敬二 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市教育局
教育長 土屋 宝土

要望書について（回答）

令和元年10月9日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

< 継続 >

① 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。
映していくこと。

《回答：労働雇用政策室》

各自治体の取り組みにつきまして調査を進め、より効果的な事業を検討してまいります。また、ハローワーク、労働基準監督署、障害者就業・生活支援センター、社会保

険労務士会、商工会議所、高等職業技術専門校、その他さまざまな機関と連携し就労支援に取り組んでおります。今後も連携の強化に努めてまいります。

<継続>

②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

《回答：労働雇用政策室》

障害者や母子家庭の母親、中高年齢者等で働く意欲がありながら、何らかの就業阻害要因を有している就労困難者を対象に地域就労支援センターにて就労支援を行っております。また、障害者を対象とした就職面接会と就労啓発のための講演会を同時に実施する「はたらく・くらすフォーラム」を開催しております。国の特定求職者雇用開発助成金の制度等を利用して障害者を雇用した市内の事業主に対し奨励金を支給する障害者雇用奨励金も実施しており、今後も積極的なPRに努めてまいります。

《回答：健康づくり課》

保健センターに精神障害者の就労定着に関する相談があった場合、必要に応じて受診医療機関や就労支援関係事業所等と連携し、就労定着支援事業などのサービス利用を検討するなど、精神障害者の職場定着（離職率の改善）に向けて取り組んでまいります。

<継続>

③女性の活躍推進と就業支援について（★）

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

《回答：人事課》

これまで女性活躍推進法に基づき、実施状況の公表などの取り組みを行ってきたところですが、今後も女性活躍推進法における特定事業主行動計画の実施状況を点検し、女性職員の積極的な登用の実施について、検討してまいります。

《回答：労働雇用政策室》

39歳以下の若者と女性（女性は年齢不問）を対象にした就労支援施設『就活ファクトリー東大阪』におきまして、キャリアカウンセリングとセミナーを実施し、就労と

定着の支援に取り組んでおります。引き続き、隣接する布施子育て支援センター「ゆめっこ」にて、子ども連れでの参加が可能なセミナーや託児付きセミナー、面接会等を開催してまいります。

《回答：男女共同参画課》

女性の活躍推進・就労支援のため、女性の就職に関する講座やセミナー、女性相談の実施については、東大阪市立男女共同参画センター指定管理者と協議しながら様々な取り組みをしてきたところであり、計画の実施状況を検証しながら今後も引き続き効果的な取り組みを進めてまいります。

(2)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と事業主「パワーハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

《回答：労働雇用政策室》

各種労働法制につきましては、国等の依頼に基づき、チラシの配架や市政だより、労政ニュース、メルマガ等の媒体を利用したPRを行っております。また、東大阪労働基準監督署等との共催で「同一労働同一賃金」をテーマとしたセミナーを開催いたします。

<継続>

②法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえてSNSを活用した労働相談の実施も検討すること。

《回答：労働雇用政策室》

39歳以下の若者と女性（女性は年齢不問）を対象にした就労支援施設『就活ファク

トリー東大阪』におきまして、若者向けにブラック企業対策のセミナーを行っております。また、法令遵守の周知に取り組みながら、労働相談については、相談者の事情に合わせて適切な機関に誘導してまいります。SNS を活用した労働相談については、各自治体の取組みにつきまして調査を進め、より効果的な手法を検討してまいります。

< 継続 >

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

《回答：労働雇用政策室》

39 歳以下の若者と女性（女性は年齢不問）を対象にした就労支援施設『就活ファクトリー東大阪』におきまして、キャリアカウンセリングやセミナーを実施し、就労と定着の支援に取り組みながら、モノづくり企業を始めとする市内企業の魅力発信にも取り組んでまいります。

《回答：高齢介護課》

介護職員の処遇改善助成を市独自で実施することは財政的に困難ですが、平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいては、「処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019 年 10 月から実施する。」とされており、このたびの消費税引上げにより、介護職員処遇改善加算が新設されたところです。

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

< 補強 >

①男女共同参画社会をめざした取り組み（★）

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。尚、子育て、介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも「イクボス」が大切な役割を果たすと考えられる。自治体管理職が「イクボス宣言」を率先して行い、推進に努力し民間にも広まるように努める

こと。

《回答：労働雇用政策室》

各種労働法制等につきましては、国や大阪府等の依頼に基づき、チラシの配架や市政だより、労政ニュース、メルマガ等の媒体を利用した PR を行っており、今後も積極的な PR に努めてまいります。

《回答：男女共同参画課》

第3次東大阪市男女共同参画推進計画に基づき、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、大阪府等の取組みを情報提供するとともに、本市としても講座やセミナーの開催、情報紙の作成など、引き続き啓発に取り組んでまいります。

<継続>

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

《回答：健康づくり課》

東大阪市内のがん診療拠点病院（市立東大阪医療センター、若草第一病院、石切生喜病院）のがん相談支援センターでは、がん相談専門の相談員や看護師を中心に、就労も含むがん治療にまつわる種々の相談に応じ、がん患者やその家族のサポートをおこなっています。中河内がん診療ネットワーク協議会で圏域内のがん診療拠点病院と行政が連携し、がん対策推進に取り組んでいます。今後も、関係部局、関係機関と連携し、がん患者がその状況に応じて必要な支援を受けられるように、機会を捉えて情報提供や啓発活動に取り組んでまいります。また、難病法により難病患者への総合的な支援、環境整備が求められており、東大阪市では、平成29年度より難病患者就職サポーターによる就労相談を各保健センターで1回ずつ実施しています。

<新規>

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

《回答：調度課》

不当労働行為企業に対する、入札参加停止などの措置につきましては、現在の入札制度の取扱い上、困難であると考えられます。また、実施するにあたりまして、大阪

府労働委員会や大阪府の発注担当からの情報提供が不可欠であります。以上のことから、今後、大阪府労働委員会や大阪府の発注担当との連携強化や、入札制度の取扱いにつきまして研究してまいります。

<新規>

(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について (★)

外国人労働者の人権を尊重し、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。また、ハローワークや労働基準監督署等と連携し、生活相談窓口の設置や共生のための研修会の開催などの支援を行うこと。

《回答：文化国際課》

月2回の市政だよりの発行にあわせて、生活に関する主な内容を抜粋し、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語による「多文化共生情報プラザだより」を作成しており、広く市民に周知しております。相談体制については、多言語に対応した行政にかかる相談窓口として「多文化共生情報プラザ」を設置しております。

《回答：生活福祉室》

生活福祉室に開設しております「生活さいけん相談室」では、様々なご相談に対しともに考え、課題に対し解決を図るように相談支援しております。その中で、外国人労働者の方がお見えになった場合にもハローワーク等と連携し就労支援をおこなっております。日本語が難しい方に対しては文化国際課に協力を依頼し多言語対応できるように努めております。

<新規>

(7)『会計年度任用職員』について

2020年4月から導入される会計年度任用職員制度は、自治体職員の働き方や住民サービスに関わる改革になりうるものである。しかし、未だに規則や設定などが決まらず準備不足と思われる。速やかな対応と導入の趣旨に基づく適正な運用と財源確保を行うこと。

《回答：職員課》

会計年度任用職員制度につきましては、本市においても、令和2年4月より導入予定とし、令和元年6月実施の第2回定例会において、関係条例の制定を上程し、可決いただいております。運用に係る関係規則の制定につきましても、財源確保も含め、関係各所との調整を図りつつ、本制度の趣旨に基づいた適正な運用ができるよう、引き続き、検討を進めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

< 継続 >

① ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

《回答：モノづくり支援室》

東大阪市ではMOBIOと連携し、各々の活動の広報やセミナーの共同実施、定期的に参加している会議に参加するなどの情報共有も行っております。今後も施策の充実を図るにあたり、MOBIOとの連携を行い、市内企業へよりよいサービスを提供していただけるよう努めてまいります。また、東大阪市立産業技術支援センターでは技術相談員が来所者に技術相談・指導を無料で実施しており、相談内容に応じ支援機関等を案内しております。

《回答：労働雇用政策室》

国や大阪府等の依頼に基づき、チラシの配架や市政だより、労政ニュース、メルマガ等の媒体を利用したPRを行っており、今後も積極的なPRに努めてまいります。また、ハローワーク等関係機関と連携しながら、セミナーや面接会等を開催し、モノづくり企業への就職の機会を提供してまいります。

< 新規 >

② 若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

《回答：モノづくり支援室》

中央職業能力開発協会が実施する技能五輪にはモノづくり産業に関連する競技内容もあることから、市内企業へよりいっそう情報提供できるよう努めてまいります。

< 継続 >

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保

証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

《回答：経済総務課》

本市では大阪府市町村連携型融資制度を利用し、独自に金融機関に対して16億円を預託することで、融資限度額を府内最高額の2,000万円に、利率を府内最低の0.8%にまで下げて「東大阪市小規模企業融資制度」として実施しています。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

《回答：経済総務課》

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の一部改正に伴い、小規模事業者の防災・減災対策を促すために、支援のあり方を検討する予定であり、企業における事業継続計画の重要性についても改めて認識しております。引き続き、大阪府が実施するBCP策定支援事業等の関連情報について、市内中小企業者に向けた情報提供に努めてまいります。また、BCP制定のインセンティブ制度については、国の動向を注視しつつ、制度の導入が可能であるかどうか等関係部局とともに検討してまいります。

<継続>

(2)下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

《回答：モノづくり支援室》

令和元年度においては、消費税率の引上げに伴う下請取引の適正化を図ることが重要であると改めて認識しております。また、下請中小企業振興法及び下請代金支払遅延等防止法の趣旨に則り適正な実施がなされるよう国等と連携を図るとともに、現在

国が実施されている下請取引にかかる適正化事業の関連情報についても、市内中小企業者に向けた情報提供に努めてまいります。

< 継続 >

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。

《回答：調度課》

建設工事・設計業務委託等の入札案件に最低制限価格を設定し、その他の人件費要素の多い委託契約についても、積算時に最低賃金確保など関係法令等を順守するよう、各課に指導することにより、ダンピング受注の防止を継続して進めるとともに、公契約条例等について国等の動向をもとに研究してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

< 補強 >

(1) 地域包括ケアの推進 (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。また、認知症対策をより一層強化し、治療・生活・相談などに対する支援体制を地域で整備すること。

《回答：地域包括ケア推進課》

地域包括ケアシステムの推進に向けて、介護サービスの提供体制の整備については、中学校区単位に設置されている高齢者生活支援等会議において、地域関係団体等とともに地域課題やニーズを把握し市の介護サービスの充実に取り組んでいるところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。また、高齢者生活支援等会議も含む地域ケア会議等により利用者等の意見を反映し、市民への情報の周知を適切に図れるよう取り組んでまいります。また、認知症対策については認知症の発症を遅らせ認知症になっても希望を持って地域での生活を続けていけるよう、地域包括支援センター等関係機関との連携で取り組んでいるところですが、今後さらになる強化と支援体制の整備に取り組んでまいります。

< 継続 >

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるために

も、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

《回答：健康づくり課》

第2次東大阪市健康増進計画に、がん検診受診率の向上を目標に掲げ推進に努めています。平成29年度に健康増進計画の中間評価を実施しました。近年は、受診率も横ばいとなっています。受診率の向上対策として、平成26年度から肺がんの個別検診の導入、国保と連携した特定健診とがん検診のセット検診の実施、休日のがん検診の実施等もあります。平成28年度からは協会けんぽと連携し、被扶養者の特定健診と乳がんのセット検診を開始し、今年度は大腸がん検診もセットしました。受診しやすい環境の整備としては、特定健診の案内にがん検診の案内も併せて掲載しています。平成29年度から内視鏡検査を開始し、周知啓発のため個別勧奨はがきを送付しました。昨年度はNHKの「ガッテン！プロジェクト」や大阪府乳がんモデル事業を実施しました。また、「健活10」「おおさか健活マイレージアスマイル」の推進と共に、「東大阪健康・長寿マイレージ」にがん検診受診のポイントを付与して受診率向上、そして精度管理を強化する事でがんの早期発見を目ざしています。今年度、20歳の女性に子宮頸がん検診無料クーポン、40歳女性に乳がん検診無料クーポンを送付し、対象者は限定されますが、自己負担額を無料にし、受診機会につなげています。さらに未受診者に対し、がん検診受診勧奨はがきを送付し啓発を行います。今後も個別受診勧奨や各種イベント等の機会を通して啓発活動やウェブサイト・フェイスブックで情報発信をしつつ、関係機関等とも連携を図り、受診しやすい健診の機会の拡大についても工夫しながら、受診率向上にむけた様々な方策に引き続き努めてまいります。

<新規>

(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

《回答：地域健康企画課》

保健所においては、病院等に対し医療法第25条に基づく立入検査を実施し、安全安心な医療が提供されているか、医療職の標準人員の確保も含め必要に応じ指導をしています。また、高齢者の増加に伴い今後増加が見込まれる医療需要に応えるため、地域医療構想に基づいた地域に求められる医療機能の確保が必要であり、市内病院と意見交換しながら医療提供体制の整備に取り組んでいるところです。

(4)介護サービスの提供体制の充実にむけて

<補強>

①介護労働者の処遇改善と人材の定着（★）

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。また、市町村における介護人材の現状の把握と介護職員の資質向上および新たな介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修や実務者研修、介護福祉士研修等への受講費用の助成を行うこと。

《回答：高齢介護課》

介護人材の確保につきましては、介護サービスを安定的に提供するための重要課題と認識しております。「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづき、本市におきましても、就職フェアの開催など介護人材確保に関する取組みを大阪府や八尾市、柏原市と連携し大学への視察などに取り組んでおりますが、引き続き有効な方策等を検討してまいりたいと考えております。また、介護人材の職場定着につきましては厚生労働省により職場定着支援助成の事業をおこなっておりますが、市としても介護職員の資質向上をはかるため、有効な方策等を検討してまいりたいと考えております。

<新規>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取組みを強化すること。

《回答：地域包括ケア推進課》

市との連携・協力の下、地域の高齢者の総合相談窓口として、また地域ニーズの把握や社会資源創出のコーディネーターとして、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を十分果たせるよう取り組んでまいります。また、介護家族への支援をはじめ、一番身近な高齢者に関わる相談窓口として、市の広報をはじめ様々な機会を捉え、周知・広報に取り組んでまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<補強>

①待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。尚、保育の無償化を背景に保育ニーズの高まりが予測される。保育の見込み量を的確に把握し、大阪府との十分な連携のもと速やかに適切な整備を進め、保育枠の拡大に努めること。

《回答：施設指導課》

待機児童の解消に向けて、令和2年4月に民間保育所4園、小規模保育施設5園の施設整備を進めており、395人分の定員増に取り組んでおります。また、令和3年4月には、民間保育施設の増築により60人分の定員増に取り組んでおり、保育の受け皿拡充による待機児童の解消に努めております。また、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定においては、1万件の市民アンケートや子育て座談会を実施するなど、保育ニーズの把握に努めており、幼児教育・保育の無償化の影響などについても考慮して計画の策定をしております。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

《回答：保育室・施設指導課・子育て支援課》

公立保育所、公立幼保連携型認定こども園では、これまでも保育士の質の確保に努めてきたところですが、保育士の労働条件等の職場環境の改善に向け、関係部局に働きかけてまいります。民間保育施設における保育士の適正な配置については、毎年度、実施している保育施設への定期監査において、職員配置等の確認に努めています。また、民間保育施設に向けて、給与水準確保につながる処遇改善加算制度や、研修機会の確保などにもつながる保育士の業務軽減のための補助制度を実施しており、保育施設設置者への制度の周知・申請促進のための情報提供について、定例にて行う会議の場等を利用して行っております。

《回答：教職員課・青少年スポーツ室》

幼稚園教諭については、関係部局と情報の共有・連携を図りながら、協議してまいります。留守家庭児童育成事業（放課後児童健全育成事業）については、「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業運営・管理業務委託仕様書」等に基づく事業運営を行って

おり、引続き研修の充実や各クラブの巡回視察等を実施することで、より質の高いクラブ運営に努めてまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

《回答：子育て支援課》

病児保育室は、市3ヶ所で開設しておりましたが、平成30年6月で、1ヶ所が閉鎖されました。今後、その閉鎖された病児保育室の地域近隣において、新たな実施事業者の確保に努めてまいります。乳児保育及び延長保育の実施については、引き続き財源の確保に努めてまいります。夜間保育及び休日保育の実施については、需要の把握に努めてまいります。

<新規>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

《回答：施設指導課》

本市においては、企業主導型保育施設の設置届出書受領後、速やかに立入調査を実施し保育内容や保育士の配置等の確認を行い、園児の育ちや安全の確保に努めております。また、国の補助事業の一環である、保育士による巡回支援も実施しており、保育の質の確保に努めております。

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

《回答：学事課》

本市では、学校教育法に基づき、就学援助条例により、経済的理由で就学が困難な児童、生徒の保護者に対し、必要な援助を行っています。入学準備費については、平成31年4月入学者から、入学前の3月上旬に支給を行っています。また、平成31年4月より中学校給食が開始された学校については、順次、学校給食費の援助を適用し

ていきます。

《回答：子ども家庭課》

本市では、平成 30 年 10 月より地域の社会福祉法人と協働のもと、市内 10 ヶ所の社会福祉施設において『子どもの居場所』を創設し、その居場所にて、市の委託事業者が小学生を対象として、宿題や自習の補助等、学習習慣の定着を目的とした学習支援を実施しています。なお、社会福祉施設には、相談支援が必要な世帯へのアプローチや、市への相談のつなぎについても協力を依頼しております。

《回答：生活福祉室》

「生活さいけん相談室」では、生活困窮者自立支援制度に基づき、該当世帯の中学生に対し子どもの学習支援を実施しています。平成 27 年度の制度導入以来徐々に受け入れ人数、回数ともに拡大しております。今後もニーズに基づき改善を図っていく予定です。

(7)子どもの虐待防止対策について (★)

<補強>

①児童虐待防止対策について

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」（2020 年 4 月施行）の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。

《回答：子ども見守り課》

児童虐待の未然防止の取組みとして、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等において、児童虐待の啓発リーフレットの配布、また 11 月を児童虐待防止推進月間として、街頭キャンペーン、オレンジリボンウォーク、子育て講演会等実施し、189（いちはやく）の虐待通告ダイヤルについて啓発活動を行っています。

<新規>

②父子を対象とした養育教育の充実について

母子に焦点を当てた施策は充実されてきているが、父親に対する支援という面では、必ずしも十分とは考えられない。2018 年の児童虐待における加害者別検挙状況によると、実母 24.8%に対し、実父 43.8%、実父以外の父 30.0%となっている。死亡事例の約 8 割が 0 歳児～3 歳児までの乳幼児となっていることから、育児に関する情

報の欠如も一つの要因となっていることが考えられる。虐待防止・予防につなげるためには、養育力不足にある父親等に対する支援にも力を入れていく必要があり、母子を対象とする保健事業だけではなく、父子を対象とした養育教育の充実を行うこと。

《回答：母子保健・感染症課》

母子健康手帳交付時に、希望される方には父子健康手帳を配布しています。父子健康手帳は自由な子育ての記録で、お父さんのための育児ガイドブックです。マタニティライフ、ママのサポート、ふたりでのぞむお産、新生児のお世話や育児などの基本知識が掲載されています。母子健康手帳交付時に全ての方に配布している、子育てガイド「すくすく☆トライ」にもパパの子育てについて掲載を行い、3か所の保健センターでは「みんなでマタニティ教室」を開催し、妊婦さんとそのご家族を対象に、育児体験ができる教室を開催しています。今後も内容や参加しやすい環境づくりに務めてまいります。

<新規>

③「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が2022年度までに、全市区町村に求められている。虐待のみならず、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めるとされていることから、市町村はこれまで以上に、子どもと家庭を支援する役割が求められるようになり、子どもを取り巻く問題の重要性を考えると、より専門的に幅広く対応を強化していく必要がある。そのためには、今まで以上の体制強化と専門性が求められることから、常勤の保健師、社会福祉士などの専門員の配置をより充実し、虐待対応職員の更なる増員に努めること。

《回答：子ども見守り課》

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」については、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に定められている職員の配置人員とその職種の規定に基づき、体制確保に向けて取り組んでいます。「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を設置するうえで、本市における子育て支援の実態や児童虐待の現状等踏まえ、職種や人員体制を検討し、社会福祉士や保健師等常勤の専門職の拡充にも努めています。

<継続>

(8)アルコール健康障害対策について

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策を理念だけで

なく実効あるものにするためには、民間団体、医療機関、行政が連携して予防および相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。

《回答：健康づくり課》

本市においては、昭和 60 年からアルコール関連ネットワーク構築等を目的に、自助グループ、医療機関、行政及び関係機関と月 1 回連携会議を開催しております。本会議において、これまで一般内科病院や市民への啓発をはじめ、様々な課題解決にも取り組んでまいりました。今後も、国や大阪府をはじめ、本会議の参加機関と連携し、切れ目のない支援を意識しながら、東大阪市健康増進計画（第 2 次）に基づき計画的に取り組んでまいります。また、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、国や大阪府をはじめ、関係機関と連携しながら対策を推進してまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教育の質的向上にむけて（★）

< 補強 >

① 指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。その上で、英語教育や図書館教育、ICT 教育などの教育課題に対応するための人材支援を行うこと。尚、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえた具体的な対策を講じること。

《回答：教職員課・学校教育推進室》

現在、市費による小学校 3 年生の 35 人学級を実施していますが、少人数学級編成の拡大及び定数改善による必要な教職員数の確保につきまして、大阪府に働きかけてまいります。また、教育委員会として、教職員の負担軽減に向け、具体的な対策を講じるべく、引き続き検討してまいります。現在、外国語指導講師（ALT）や ICT 支援員などを配備しておりますが、様々な教育課題に対応するために、引き続き適切な人材支援に努めてまいります。平成 30 年度に出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）、並びに「大阪府部活動の在り方に関する方針」（大阪府教育委員会）に基づき、今年度「東大阪市立学校に係る部活動の方針」を定めました。本方針は、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が実施されることをめざすものです。

<新規>

②いじめや不登校への対応について

いじめや不登校などの教育課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡充やスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。また、児童相談所等と連携し、不登校やひきこもりの実態把握をおこない、福祉・教育・医療など様々な相談ができる窓口である、ひきこもり地域支援センター等の設置を行うこと。

《回答：学校教育推進室・青少年スポーツ室》

いじめや不登校等の背景には、子どもを取り巻く環境や心の問題、人間関係など様々な要因が関係しており、その状況に応じた専門家の支援が必要です。本市のスクールカウンセラーについては、大阪府より配置されているため、引き続き配置拡充を府へ要望してまいります。スクールソーシャルワーカーについては、今後も増員や活用回数の拡充に努めてまいります。ひきこもり状態にある子ども・若者とその家族への支援については、市内の相談機関と連携し、必要な支援を行ってまいります。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

《回答：学事課》

給付型奨学金制度を新設した独立行政法人である日本学生支援機構への制度拡充要望に関しては、関係省庁への働きかけを検討してまいります。

《回答：労働雇用政策室》

若者の市内定住と市内就業の促進を目的に、平成28年度より東大阪市奨学資金返還補助事業を実施しております。

<継続>

(3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

《回答：学校教育推進室》

学校の教育活動全体を通して、子どもたちが自らの力で生き方を選択していくために必要な能力や態度を身につけるとともに、多様な勤労観・職業観の形成につながる

キャリア教育を推進してまいります。また、主権者教育につきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、小・中学校から体系的な指導をすすめてまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

< 継続 >

① 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

《回答：人権啓発課》

本市としましては、ヘイトスピーチ解消法において、自治体としての役割などが定められており、相談体制の整備や人権教育及び人権啓発の充実への取組みなどを推進することとされていることから、これらのことに重点を置いた取組みを行っております。条例制定に関しましては、様々な考え方があることから、他市等の状況を踏まえ、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

< 補強 >

② 多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各市町村においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

《回答：男女共同参画課》

平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果等を検証しながら、LGBTなどのセクシュアルマイノリティの方も含めた共生社会の実現をめざし、市民啓発に取り組んでまいります。LGBTなどのセクシュアルマイノリティの方は、社会生活の様々な生活領域において困難に直面されていると言われており、配慮が必要と認識しております。人権尊重のまちづくりという観点から、各部局間での情報共有を進め、対応を検討してまいりたいと考えています。

《回答：人権啓発課》

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する理解はまだまだ進んでおらず、未

だに偏見や差別意識があると考えております。本市では、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでおり、セクシュアル・マイノリティの問題につきましては、お互いに受容し尊重し合う社会を構築して行かなければならないと考えております。今後も講演会やパネル展示、啓発冊子の配布など、継続した啓発活動に取り組んでまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

《回答：人権同和調整課》

就職差別をなくすため、「就職差別撤廃月間」である6月に街頭啓発活動等PRを行うとともに、東大阪市企業人権協議会の活動にも積極的に取り組んでおり、今後も市政だよりや労政ニュース等で啓発に努めてまいります。法律の周知につきましては、現在東大阪市ホームページ上に法律条文の掲載や、市内各施設に法律周知の啓発ポスターを掲示しております。また、部落問題をテーマとした市民人権講座の実施など、市民への周知啓発に取り組んでおり、今後も引き続き周知啓発に努めてまいります。

<新規>

(5) 地方自治体におけるSDGs推進について

地方自治体におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。

《回答：人権啓発課》

本市としましては、SDGs本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現に向け、パネル展示やリーフレットの配布等を行い、SDGsの周知に取り組んでいるところです。

<新規>

(6) 子どもの権利の問題について

2019年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから30周年（日本が同条約を批准してから25年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパ

ーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。

《回答：子ども家庭課》

本市では平成 17 年に「東大阪市子どもを虐待から守る条例」を制定し、子どもの権利が尊重されるように、児童虐待やその防止策に取り組んでいます。また、昨年度からは子ども食堂実施団体などへの補助により子どもの居場所づくり支援にも取り組んでおり、実施団体には子どもたちの想いを大切にした居場所づくりを努めていただいております。ご要望いただきました「子どものオンブズパーソン制度」の導入については、本市では現在、検討しておりませんが、今後も子どもの権利やその主体となる子どもにも視点を置いた施策を進めてまいります。

<新規>

(7)外国人に対する施策の充実について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、生活・仕事・医療・教育など様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置すること。また、子どもも含めた日本語習得のための支援策を具体的に検討すること。

《回答：文化国際課》

国の交付金を活用し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、多言語で情報提供及び相談を行う相談窓口として、従来から設置の「国際情報プラザ」を拡充した「多文化共生情報プラザ」を平成 31 年 4 月に設置いたしました。また、日本語習得のための支援については、NPO 東大阪日本語教室に事業委託し、日本語教室を開催しております。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。さらに、2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

《回答：循環社会推進課》

市民・事業者・大阪府・市内他部局など関係行政機関と連携し、食品ロスの削減に努めます。

<継続>

(2)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

《回答：消費生活センター》

消費生活に関する様々な情報提供や消費者教育の実施を通じて、消費者啓発に努めてまいります。

<新規>

(3)プラスチックごみの問題について（★）

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の目標にもなっている。各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。また、「プラスチックゴミゼロ宣言」をまだ行っていない自治体は早急に宣言を行い、その主旨に沿った取り組みを率先して実行し、より一層の成果が出せるように取り組むこと。

《回答：循環社会推進課》

令和元年8月22日に行った「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」及び行動指針に基づき、市民・事業者・関係行政機関と連携して更なるごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理の推進に努めます。

<新規>

(4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

《回答：消費生活センター》

引き続き高齢者を対象とした悪質商法にかかる講座を実施するなど今後も啓発活動に努めてまいります。

《回答：高齢介護課》

65歳以上の方が居住する世帯を対象に、電話機に取り付ける「通話録音装置」を無償貸与しています。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<補強>

(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。

《回答：公共交通課》

バリアフリーの基準を満たしていない駅について、事業者と対策の具体的検討を進めております。

<新規>

(2) 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。また、バス路線の減少・免許証の返納などで高齢者の交通手段が狭められている。交通空白地帯を作らないよう、日常の住民生活に必要な地域の公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持させること。

《回答：道路管理室》

警察などの関係機関と連携し、高齢者にむけた交通安全教育や広報啓発活動を実施してまいります。現在本市では、免許証返納の際のインセンティブ制度は実施しておりません。

《回答：公共交通課》

バス路線の減便・撤退、少子高齢化等の社会構造の変化や本市東部地域に広がる傾斜地等に対応した交通施策が必要であると考えております。今後、市民や交通事業者等の意見を聞きながら市民が利用しやすい公共交通の確保に努めてまいります。

<補強>

(3) 防災・減災対策の充実・徹底（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動

要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

《回答：危機管理室》

災害発生時の避難行動の事前確認は大変重要であるため、市では市域全体のハザードマップを作成し、配布しております。さらに、市内の各自主防災会に対しては、その地域の危険箇所や避難経路等に特化した「地域版ハザードマップ」を作成するよう折衝しております。「地域版ハザードマップ」の作成過程では、市民に自助・共助の重要性を改めて認識していただくために、地震、風水害、避難情報、備蓄物資等に関する講演を実施し、防災対策について啓発しております。また、継続的に自主防災会が行う防災訓練に参加することで、市民の防災意識の向上に努めており、今後、地域の防災訓練のさらなる充実のためにも、事業者の参加について自主防災会へ提案してまいりたいと考えております。

《回答：福祉企画課》

避難行動要支援者名簿については、毎年1回更新し、活用方法について関係団体や地域の支援者に周知しております。今後は、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練について検討していきたいと考えております。

《回答：広報課》

災害時にホームページで住民へ情報提供を行うことは非常に重要なことだと認識しております。災害発生時には市のホームページで緊急情報と認識できるよう赤枠を使用するなどしてわかりやすく表示し、広報課と危機管理室で連携を取りながら市民が必要とする情報を素早く的確に発信していきたいと考えております。

<継続>

(4)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。さらに、外国人のための災害発生時の多言

語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

《回答：人事課・危機管理室》

地震発生における初期初動体制について、災害の程度により職員の参集に影響があることから、初期初動におけるマンパワーの重要性を認識しているところです。緊急時においては、限られた動員のなかで、自主防災組織など地域の協力を得るとともに、他自治体の応援等も含め災害対策要員の確保に努めてまいります。

《回答：危機管理室》

大規模な地震が発生した際には、交通の途絶が想定され、発災当初は市役所に登庁する職員数が限定される可能性もあります。そのような状況に陥った場合には、迅速な市民の安全安心の確保と行政サービスの継続的な提供を図るため、市職員が市役所へ可能な方法により直ちに参集し、業務に従事する必要があると考えております。また、これまでの大規模災害の教訓より、災害対応には近隣市町村等との連携が不可欠であることから、平時より関係強化を図ることができるよう努めてまいります。また、平成30年6月18日に発生した「大阪北部地震」を踏まえ、職員の参集状況等を検証し、本市業務継続計画の見直しを行いました。さらに、本市地域防災計画平成30年度修正（平成31年2月）についても、被害の大きかった府内各市の状況も踏まえ、見直しを行いました。同計画においては、事業所、大学等において複数の災害発生の時間帯を想定し、従業員、学生等の行動パターン（施設内待機、自宅待機等々）を示したルール策定の促進について、新たに盛り込み、帰宅困難者対策を推進しました。

《回答：文化国際課》

外国人に対する情報提供等の支援体制については、大阪府等の関連団体が実施する災害時対応に特化した研修などを活用し、本市関係部局と連携を図り、的確に対応できるように検討してまいります。

<補強>

(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

《回答：下水道計画総務室》

近年の気象変動に伴って、施設規模を上回る豪雨災害が全国的に頻発している状況であります。本市域が含まれる寝屋川流域は、元来より水害リスクが高い地形条件から、平成2年より河川・下水道・流域が一体となった「総合治水対策」に取り組んでいます。本市下水道事業においても、「総合治水対策」に基づき、平成4年から雨水の排水能力を高めるため、地下にトンネルを作る要領で「増補管」と呼ばれる新たな管きよの整備に取り組んでいるところです。「増補管」は、施設が大規模であるため、整備するまでに多大な費用と時間を要します。今後も計画的に施設整備を推進するとともに、既存施設の機能を十分発揮できるよう適正に維持管理をしております。また、市民の方々に本市の下水道事業ならびに、昨今の災害への備えをご理解していただくため、市政だよりやケーブルテレビなどを活用した広報活動に取り組んでまいります。

《回答：河川課》

治水対策につきましては、河川改修事業、校庭貯留事業によるハード事業、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、開発行為等による雨水浸透阻害行為についての許認可業務をおこなっております。また土砂災害対策としましては、急傾斜地危険箇所等の定期パトロールを実施しております。崩壊防止工事等ハード事業については大阪府が所管となりますので、特に危険と思われる箇所については、大阪府へ対策事業の要望を行うなど大阪府と連携し治水対策に努めてまいります。

《回答：みどり景観課》

災害抑制のための適切な森林経営・管理が行われるよう、木材利用の推進や普及啓発を進めてまいります。

《回答：危機管理室》

災害による被害をより軽減するためには、ソフト・ハードの両面から備えることが必要であります。土砂災害対策や治水対策などのハード整備については大阪府が実施しており、今後も一層の整備促進を要望できるよう努めてまいります。避難情報の内容等の防災情報に関しましては、引き続き、市ウェブサイトなどを通じて広報するとともに、内容の充実を図りたいと考えております。

<継続>

(6) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの住民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置

など) への費用補助などの支援措置を講じること。

《回答：公共交通課》

公共交通機関の安全安心な利用、マナー向上施策の一環として、鉄道事業者等と検討を進めてまいります。